

平成28年8月5日時点の、現職裁判官の期別・役職別の分布表

59期弁護士 山中理司(大阪)

*1 大規模地裁所長とは、東京地裁所長、横浜地裁所長、さいたま地裁所長、千葉地裁所長、大阪地裁所長、京都地裁所長、神戸地裁所長、名古屋地裁所長及び福岡地裁所長(9地裁)をいうものとし、大規模家裁所長とは、東京家裁所長及び大阪家裁所長(2家裁)をいうものとした。いずれも、高裁部長を経験した後に就任するのが通例となっている所長ポストである。

ちなみに、法務省文書決裁規程(平成元年11月14日法務大臣訓令)4条及び別表によれば、検察庁の場合、東京地検、横浜地検、さいたま地検、千葉地検、大阪地検、京都地検、神戸地検、名古屋地検及び福岡地検(9地検)の次席検事の人事の決裁者は法務大臣であるに対し、その余の地検次席検事の人事の決裁者は法務事務次官である。

*2 大規模地家裁支部長とは、支部長とは別に部長が置かれる支部(14支部)の長をいい、中規模地家裁支部長とは、恒常に部長経験者が就任する支部(15支部)の長をいうものとした。

ちなみに、法務省文書決裁規程(平成元年11月14日法務大臣訓令)4条及び別表によれば、検察庁の場合、立川、川崎、沼津、堺、姫路、岡崎及び小倉の地検支部長(7支部)の人事の決裁者は法務大臣であるのに対し、その余の地検支部長の人事の決裁者は法務事務次官である。

*3 出向等において、長官等とは、内閣法制局長官及び議院法制局長をいい、局長等とは、本省局長及び国税不服審判所長をいい、部長等とは、本省審議官、大阪法務局長及び参事官をいい、課長等とは、本省課長及び法務局訟務部長をいい、課長補佐等とは、本省課長補佐、在外公館一等・二等書記官等をいい、局付等とは、本省局付、本省部付及び法務局訟務部付をいい、事務官等とは、事務官、主查等をいうものとした。